

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名 子ども・子育て支援事業費市町村補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども子育て支援課 保育支援係

電話番号：058-272-1111 (内 2629)

E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 31,768 千円 (前年度予算額：220,266 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	220,266	220,266	0	0	0	0	0	0	0
要求額	31,768	0	0	0	0	0	31,768	0	0
決定額	31,768	0	0	0	0	0	31,768	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

○令和元年10月に開始した幼児教育・保育無償化の実施に伴い、新たに対象となった認可外保育施設の無償化に係る事務費等が市町村において発生する見込みであるため、円滑な実施のためには、その費用について支援を行う必要がある。

(2) 事業内容

○幼児教育・保育無償化に伴う自治体事務費

幼児教育・保育無償化の開始にあたり、その実施にあたって必要となる事務費について補助するもの (認可外保育施設に関することに限る)。

(3) 県負担・補助率の考え方

国10 / 10

<子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金) >

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	31,768	幼児教育・保育無償化の開始に伴い、各市町村において新たに発生する事務に対する費用
合計	31,768	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県少子化対策基本計画（第4次）
第4章 政策の4つの柱に基づく施策の方向
Ⅲ 2（1）幼児期の教育・保育の充実

(2) 他県の状況

東海三県 愛知県実施予定、三重県実施予定

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和元年10月に開始した幼児教育・保育無償化が円滑に実施できるよう、各市町村において新たに発生する事務に係る経費を補助する（認可外保育施設に関することに限る）。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

定性的な効果を目的とする事業であり、定量的な指標の設定は困難。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

全ての市町村において、令和元年度10月からの幼児教育・保育無償化に対応するため、保育料等の管理に係るシステムの改修等を行った。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

全ての市町村において、令和元年度10月から大きな混乱なく幼児教育・保育無償化が開始されている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	令和元年10月に開始された幼児教育・保育無償化の安定的な実施にあたり、新たに対象となった認可外保育施設の確認事務等が生じるため、その費用を補助することで、円滑な実施を支援することができる。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	令和元年10月に開始された幼児教育・保育無償化について、大きな混乱なく実施されている。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	令和元年10月に開始された幼児教育・保育無償化について、市町村と県が適宜情報共有を行う等の連携を行い、大きな混乱なく実施されている。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 幼児教育・保育無償化が実施されたことに伴い、各市町村の保育ニーズ等がどのように変化し、どのように対応すべきか、各市町村との情報共有や連絡調整等が必要となる。
--

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 幼児教育・保育無償化の開始から5年間は、国の「認可外保育施設指導監督基準」への適合に関する経過措置が設けられたため、経過措置期間中に基準へ適合することができるよう、認可外保育施設に対する適切なサポートが必要となる。
--